

# 業務指示書

## フィリピン国メトロセブ都市交通システム開発マスタープランプロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年6月2日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 岩城 舞鈴 Iwashiro.Marin@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年6月6日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- ( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- ( ) 外国籍人材の活用を認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市交通分野の調査業務

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

( ) 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／総合交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：交通計画にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 都市計画／土地利用計画／都市デザイン】

- 1) 類似業務の経験：都市計画／土地利用計画／都市デザインにかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 公共交通計画】

- 1) 類似業務の経験：公共交通計画にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月16日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

交通実態調査で補足提案がある場合、並びに広報資料の作成の経費のうちパンフレット及び広報用動画分

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP1 = 2.240020 円 , US\$1 = 111.313000 円 , EUR1 = 121.4530 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／総合交通計画  
都市計画／土地利用計画／都市デザイン  
公共交通計画

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

16.75 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年7月5日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調査）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調査は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

フィリピン国メトロセブ都市交通システム開発マスタープランプロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/総合交通計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 都市計画/土地利用計画/都市デザイン	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 公共交通計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

人口約 255 万人(2010 年)を擁するフィリピン第二の都市圏であるメトロセブでは、急激な都市化、人口増加が進行しているが、近年、抜本的な都市交通改善のためのインフラ投資が行われてこなかったため、道路交通渋滞等が顕在化している。また、2050 年には人口が約 500 万人になると予測されており、引き続き都市交通インフラの整備が遅れた場合、交通渋滞の更なる深刻化が懸念される。

JICA は 2015 年に「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査」(以下、「RM 調査」とする)を実施し、①産業振興・投資促進による競争力強化、②都市構造・土地利用、③都市交通・道路ネットワーク、④上下水・排水、⑤廃棄物管理、⑥南部埋立地の開発、⑦広域行政管理に関するサブロードマップを策定した。このうち、③都市交通・道路ネットワークのサブロードマップでは、短期(2020 年まで)、中期(2030 年まで)、長期(2050 年まで)で取り組むべきプロジェクトをリストアップしている。短期的には「高速バス輸送システム(BRT)の整備」、「マクタン島北部道路鉄道併用橋の建設」、「地域交通管理」、中期的にはセブ市、マンダウエ市、ラプラプ市における新都市交通システム整備、主要幹線道路のバイパス、交差点改良、鉄道整備、マクタン島南部との橋梁整備、長期的には鉄道ネットワークの構築、PPP による道路整備、高架有料道路建設等があげられている。

しかし、メトロセブでは、関係する複数の自治体にまたがる交通インフラプロジェクトの合意形成が障害となって、都市圏整備の観点からの抜本的な都市交通インフラ投資が進まない問題を抱えている。

こうした背景のもと、RM 調査結果に基づき、2016 年 6 月に発足した新政権及びメトロセブにおける新体制との協議を踏まえ、メトロセブの都市交通分野をより詳細に検討し、具体的なプロジェクトの優先順位にかかるメトロセブの関係者の合意形成を行い、次のアクションにつなげていくための交通マスタープランを策定する本プロジェクトが我が国に要請された。

本要請を受け、JICA は 2017 年 1 月から「メトロセブ都市交通システム開発マスタープランプロジェクト」の詳細計画策定調査を実施し、2017 年 3 月にフィリピン政府との間で協力の枠組みにかかる協議議事録(R/D)を署名した。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクトの目的

フィリピン国のメトロセブにおいて、都市交通マスタープランを策定し、同マスタープランに含まれる優先プロジェクトの一部についてパイロット事業及び予備段階のフィジビリティ調査(Pre-F/S)を実施すること、並びにメトロセブの関係機関にかかる計画策定、実施、調整に係る能力向上を支援することにより、同地域の都市交通を改善し健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (2) 期待される成果

- 1) メトロセブを対象とした、都市交通マスタープランの策定(短期目標年次: 2022 年、中期: 2028 年、2040 年、長期: 2050 年)

- 2) 優先プロジェクトの選定、優先プロジェクトの一部に係るパイロット事業と Pre-F/S の実施
- 3) メトロセブ開発調整委員会 (MDCDB) 及び関係機関の計画策定・実施・調整に係る能力強化

なお、本プロジェクトの成果は、NEDA Board による承認、及びメトロセブの各自治体 (Local Government Unit (LGU)) における Comprehensive Land Use Plan (CLUP) の改定に活用されることを想定する。

### (3) 対象地域

13 の地方自治体 (LGU) (セブ市、マンダウエ市、ラプラブ市、タリサイ市、コルドバ市、ダナオ市、コンポステラ町、リロアン町、コンソラシオン町、ミングラニア町、ナガ市、サンフェルナンド町、カルカル市) で構成されるメトロセブ (人口約 255 万人：2010 年、面積：約 1,013km<sup>2</sup>) を対象地域とする。

ただし、地域的な連結性の観点から、メトロセブとその周辺地域を繋ぐ交通状況についても調査対象とする。

### (4) 協力相手先機関

- 1) 責任・実施機関 (C/P)：運輸省 (DOTr)
- 2) 関係機関：公共事業道路省 (DPWH)、国家経済開発庁 (NEDA)、セブ州政府及びメトロセブの 13 自治体 (LGU) 等から構成されるメトロセブ開発調整委員会 (MDCDB)

### (5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

- 1) メトロセブ持続的な環境都市構築のための基礎情報収集・確認調査 (2013 年)
- 2) メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査 (2015 年)

## 3. 業務の範囲

本業務は、2017 年 3 月に署名された協議議事録 (Record of Discussion: R/D) に基づき実施される開発調査型技術協力であり、本業務受注コンサルタント (以下、「コンサルタント」) は、「2. (1) プロジェクトの目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するとともに先方政府への説明・協議を行うものである。

## 4. 実施方針及び留意事項

### (1) スピーディーかつタイムリーな優先プロジェクトの合意形成

メトロセブにおける急速な都市化や道路交通渋滞の顕在化といった現状を改善すべく、早期の対策が不可欠となっている。特に、全国的に現在危機的状況にある交通渋滞を解消するため、ドゥテルテ政権成立後のフィリピン政府は、「Traffic and Congestion Crisis Act 2016 (未成立)」を整備予定であり、フィリピン政府による交通改善に向けた活動を日本としてもスピーディーかつタイムリーに支援する

ことは大きな意味を持つ。

このため、事業化調査 (F/S)、Pre-F/S、パイロット事業等の対象となる優先プロジェクトは調査の早い段階で、既往の調査や計画等を踏まえて、必要な補足調査、関係機関における合意形成を行ったうえで特定すること。特に急を要する優先プロジェクトについては、関係機関が事業化調査 (F/S) を開始するために必要な情報整理や関係者の意見調整を支援することも本業務では求められている。

また、前記の「Traffic and Congestion Crisis Act 2016」成立後には、DOTr はマニラ、セブ、ダバオで「Public Utility Vehicle Route Rationalization Plan」を早期に策定することになるため、これを支援ための公共交通の需要と供給にかかるギャップアセスメントも、本業務で実施する。

以上から、本プロジェクトでは、これまでの調査結果を最大限活用するとともに、補完的な交通調査等を行い、主要なステークホルダーとの合意形成を経て、プロジェクトの出来る限り早い段階（現段階では、調査開始後 4 か月目のプログ्रेसレポート時を想定）で、初期的な優先プロジェクトリストの提案を行いフィリピン側と協議する。プロポーザルでは、想定される初期的な優先プロジェクトリストを理由とともに提案すること。

## (2) プロジェクト期間及びマスタープランの策定

R/D でプロジェクト期間は 15 ヶ月と合意しているが、先方政府からは早期の計画策定及びその後の個別案件の実施が望まれている。このため本業務では、業務開始後 12 ヶ月後までを目処に優先プロジェクトリストを含む都市交通マスタープランを提出することとし、ドラフト段階の都市交通マスタープランは、その 2 ヶ月前（業務開始 10 ヶ月後）までに提出すること。

一方で、パイロット事業、Pre-F/S についてはこの限りではなく、業務開始後 15 ヶ月までにその実施と報告書とりまとめを行う。

## (3) 都市交通マスタープランの目標年次

都市交通マスタープランの目標年次は、短期を 2022 年、中期を 2028 年と 2040 年、長期を 2050 年とする。短期目標年次は、フィリピン政府国家開発計画が 2017 年から 2022 年の期間を対象としているためである。また中期目標年次として 2028 年を設定しているのは、現大統領の任期に対応するものであり、2040 年については国家ビジョンである「Ambisyon Natin 2040」に一致させるためである。長期目標年次の 2050 年は、RM 調査の目標年次である 2050 年と整合させるためである。

## (4) Pre-F/S とパイロット事業の対象

本プロジェクトを通じて実施する、Pre-F/S とパイロット事業の対象は、本プロジェクトで提案される優先プロジェクトの中から、効果、規模、環境社会影響などの選定基準を設定したうえで、妥当と判断される事業を選定し、JICA 及び関係機関との協議をもって決定する。

プロポーザルにおいては、現段階で考えられるパイロット事業と Pre-F/S の複数の候補案件を理由とともに提案すること。

パイロット事業はプロジェクト期間内に終える必要があることから、環境社会配慮上カテゴリー C に該当するものを選定することとする。パイロット事業に必

要な業務の予算は見積りに 2000 万円を再委託事業として定額計上する。ただし、その事業費は、関係機関とのコストシェアとなるよう調整することが望ましい。

Pre-F/S は、優先プロジェクトのうち、F/S に進むにあたり、関係者の調整や技術的な検討を多く必要とするもの（例：複数 LGU にまたがる交通インフラ等）を想定する。

なお、パイロット事業にかかる人員は本業務に当初から含めるが、Pre-F/S の実施に係る人員（M/M）については、確定した段階で、契約内容の変更・追加を行うものとする。

#### (5) RM 調査、世銀 BRT 案件の活用

メトロセブにおける交通の実態については、RM 調査などにより 1/10,000 の GIS 地図や交通量調査等の基礎的なデータ取得がなされている。また本プロジェクト協力相手先機関からは、RM 調査で実施した交通量調査等を改めて実施することよりも、早期に実施計画を策定し、取りまとめることへの要望が出されている。これらの状況を踏まえ、RM 調査や、詳細設計実施中の世銀 BRT 案件で取得されたデータを最大限活用し、新規の調査実施については必要最小限の内容にとどめること。

#### (6) メトロセブにおける新たな交通関連事業

RM 調査以降、メトロセブでは次のような新たな事業の動きもあることから、これら事業等の根拠や計画の熟度に係る情報を収集し、本業務で策定するマスタープランの前提条件とするか否かについて検討する。特に 1) と 3) については、都市構造の変化にも影響を及ぼし得ることから、本業務ではそれらの進捗状況の把握に特に留意すること。

- 1) セブ国際港湾及びコンテナターミナルの移転計画：NEDA Board により承認（韓国が F/S を実施）
- 2) 世銀によるセブ市における BRT 案件（詳細設計段階）
- 3) PPP によるセブ市～コルドバ市の道路建設
- 4) マンダウエ市におけるモノレール：F/S 実施の可能性（カナダ、中国、フィリピンのコンソーシアム）
- 5) マンダウエ市における沿岸道路 F/S（DPWH に 2017 年度以降の予算申請予定）
- 6) メトロセブにおける LRT の initial survey 実施可能性（報道レベル、シンガポール）

#### (7) 広域計画と地区計画の相互フィードバック

広域の交通インフラ（道路、鉄道、橋梁など）計画を策定する中央政府機関、州レベルの開発計画を策定する州政府機関と、地方行政の計画を策定し実施する LGU との間で、必要な連携がとれていない。このために、広域に関連する交通インフラの詳細検討段階で地方行政レベルの土地収用の問題が発生したり、LGU が立てるインフラ計画を含む CLUP が広域レベルの計画に反映されないなどの課題が生じている。

今回のマスタープランの調査実施に合わせて、これら異なる計画レベルの相互フィードバックの仕組みを構築し、今後のフィリピンの計画システムとして確立していくことが期待される。

CLUP に詳細な位置図が含まれていないことが CLUP の実効性が低いことの一つの要因として考えられることから、本業務の提案の実効性確保を促進するため、本業務では、RM 調査の成果品である GIS 地図を活用して都市部の建物フットプリント図を作成するとともに、優先プロジェクト等の位置図に使用する。対象はセブ市、タリサイ市、マンダウエ市、ラプラプ市を当初の想定とするが、各 LGU の CLUP を入手のうえで JICA の了解を得て決定すること。

(8) 公共交通導入の確実性を高める工夫

地域の大規模運輸交通インフラ（BRT、AGT、LRT、橋梁など）の建設、整備については、公的資金に加えて、ドナーからの資金協力や民間資金による官民連携（PPP）での事業推進も想定される。PPP の事業手法を適用する場合、フィリピン国政府の事業費用負担は軽減されるものの、整備時期や事業内容などが資金提供者等の事情に左右され得る。都市交通マスタープランの策定にあたっては、事業の確実な実施を促進する事業手法の検討と提案がされることが望ましい。

(9) 交通管制の効果、必要性に関する理解の向上

現在メトロセブの一部の LGU は交通管制センターを設け、信号機での交通制御を行っているものの、LGU 間や交差点間での連携制御や、交通状況に応じた現示時間の制御などの対応は行われていない。交通管制の強化に係るニーズが高い場合は、事業実施に向けて LGU 間の連携とともに、総合的な交通管制システムの導入による効果や、システム導入の必要性について関係者の理解を得る工夫が求められる。

(10) 広報活動

本業務の実施にあたって、プロジェクトの目的や意義、活動内容、成果について、フィリピン国と日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を含めた効果的な広報施策をプロポーザルで提案すること。

1) JICA プロジェクトホームページ

JICA プロジェクトホームページを早期に立ち上げ定期的に記事を掲載する。

2) 現地マスメディアへの発信

本業務の開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、プロジェクトの内容や成果をフィリピン国内に広く認識してもらうため、JICA フィリピン事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信などを行う。また、その際は、CP 機関の広報部門と協力し、CP 機関からも、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかける。

3) 現地関係機関や他ドナー等への発信

本プロジェクトにおいて重要な現地関係機関、他ドナー等が、本プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行う。特に、本プロジェクトで提案する都市交通マスタープランが先方政府に承認・採用され、優先プロジェクトの事業化に繋げることを広報目的の一つとする。

## (11) 技術移転

本邦研修の実施、セミナーの開催、Technical Working Group をはじめとする日々の活動を通じて、C/P や関係機関に対する必要な技術移転を行う。

また、ドラフト・マスタープランの提出後に、業務を通じて収集・作成したデータを整理して C/P に受け渡すとともに、C/P を中心とするフィリピン側関係機関が本プロジェクト終了後に適切にデータを管理・活用できるよう、必要な技術移転を行うこと。

## (12) 環境社会配慮にかかわる留意点

戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program) (PPP) レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

なお、本プロジェクトは、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン)上、カテゴリ B に分類されているが、Pre-F/S の対象によっては、カテゴリ A となる可能性もあり、その場合、契約変更により、環境社会配慮助言委員会にスコーピング案及び報告書案の段階で助言を求めるための資料作成や質疑対応などの業務支援を追加実施することとなる。

マスタープラン策定後に、複数のプロジェクトの代替案の比較検討を通じて選定された Pre-F/s 案件に対しスコーピング(環境社会影響項目の絞り込み)を行う。具体的には、Pre-F/S 案件の環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法案を検討する。

## 5. 業務の内容

コンサルタントは以下の業務を実施する。なお、プロポーザルにおいて以下と異なる工程、業務内容を提案することも可能とするが、その場合には理由を明記すること。

### 5-1 インセプションレポートの作成・説明・協議

#### (1) インセプションレポート(案)の作成

RM 調査や詳細計画策定調査等で収集した資料を含む既存の関連資料やデータを収集、整理し、実施方針や詳細な調査内容及び作業スケジュールを作成するとともに、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データのリストアップ等、事前準備を行い、インセプションレポートを作成する。

#### (2) インセプションレポートの説明・協議等

事前に JICA に説明し承認を得たインセプションレポートを C/P に説明・協議し、基本的な了解を得る。また、R/D で確認されている先方政府との責任の分担関係について確認を行う。

### 5-2 関連情報の収集及び優先プロジェクトの再評価

(1) 関連する政策、法制度、計画、社会経済状況などの確認

RM 調査や詳細計画策定調査で収集された情報に加え、都市交通マスタープラン策定に必要な関連情報を収集する。(これまでの関連調査では地方自治体(LGU)の土地利用計画(Comprehensive Land Use Plan: CLUP)や総合開発計画(Comprehensive Development Plan: GDP)などは収集できていない。)

(2) RM 調査、既往プロジェクトのレビュー

RM 調査で提案された内容に関する関係組織の計画への反映状況の確認や、関連事業の進捗状況のレビューを行う。

(3) 都市交通関連組織とその体制の確認

メトロセブの既存組織の所掌、役割、関係性を確認し、マスタープランでの提言に繋がるよう将来の効果的・実効的組織と体制について分析する

(4) 都市交通関連インフラ及び施設の現状把握

RM 調査、詳細計画策定調査で取り上げた交通施設や、メトロセブの交通インフラ、施設に関する現況を調査する。この際、メトロセブ中心部以外の公共交通ターミナルの状況についても調査する。

(5) 交通実態調査の実施

RM 調査での交通調査とその分析結果を踏まえつつ、これを補足する形で、次に示す交通の状況も含めた調査を実施し、現在の交通事情・状況を把握する。

- ・ マクタン島、メトロセブ北部、南部の交通動態
- ・ メトロセブ内公共交通の運行、利用状況
- ・ メトロセブ内の地域内公共交通導入需要、料金等条件

本業務は現地再委託を可とし、必要な経費を本見積もりに含めること。

想定する交通実態調査の目的・内容・仕様は別紙1のとおり。本プロジェクトで実施すべき交通実態調査の具体的な調査内容・項目・方法・スケジュール等について、プロポーザルで、理由と共に提案する。なお、補足して実施すべき調査、代替する調査等があればこれもプロポーザルで提案する。ただし、4(5)に記載のとおり、追加調査は必要最小限の内容にとどめること。

(6) 交通需要予測の実施

RM 調査結果や交通実態調査から現況交通を再現し、妥当性を確認したうえで、将来の交通需要を予測する。マスタープランで提案する、短期、中期、長期に分けたプロジェクトリストを踏まえた交通需要予測作業とする。

(7) 都市交通問題及び課題の整理

現状の交通状況や関連計画の実現可能性等を踏まえ、メトロセブにおける都市交通の問題、課題を、道路交通、公共交通、交通管理等の分野別に整理する。

#### (8) 公共交通の需要と供給にかかるギャップアセスメントの実施

将来メトロセブに導入が想定される BRT やその他の優先プロジェクトの効果、影響を踏まえつつ、地区別の公共交通の需要と供給に係るギャップアセスメントを実施する。なお、同作業は時間的制約を踏まえ、メトロセブ全体ではなく優先地域を設定しての評価とする。

#### (9) 初期的な優先プロジェクト（案）の提示

RM 調査で優先プロジェクトとして挙げられた項目を主な対象として、地区のニーズ、用地取得の目途、実施プロセス・手法や実施可能性等を評価し、初期的な優先プロジェクト（案）として取りまとめる。

#### (10) ステークホルダーによる合意に基づく初期的な優先プロジェクトの選定

上記の優先プロジェクト再評価結果について、ワーキンググループやステークホルダーとの議論を経て合意形成を行い、最終化する。

#### (11) 初期的な優先プロジェクトの予備的スクリーニング

優先プロジェクトに関する環境社会影響項目の予備的スクリーニングを実施する。

### 5-3 プロGRESSレポートの説明・協議

これまでの調査結果について、PROGRESSレポートを取りまとめ、関係者と協議し、基本的了解を得る。協議結果は、別途協議議事録として取りまとめる。

### 5-4 関係機関の能力強化

次の方法により都市交通に関わる関係機関のキャパシティ・ギャップ・アセスメントと、能力強化計画の策定と実際の技術移転を実施する。

#### (1) 交通関係機関の役割と組織能力の把握

- 1) 組織の設置法、部局の職務分掌、関連法案から関係機関それぞれの法的機能分担を整理する。
- 2) 法令、行政手続令・指示、省令、省通達、条例から関係機関の許認可権、監督・管理の仕組み・範囲、そして関係機関の垂直・水平方向の連携について整理する。
- 3) 法的な枠組内の報告、申請、承認、許認可以外の慣習的、行政手続上の連携、調整・協調体制について整理する。（計画、予算、事業実施など）
- 4) 公共交通、交通管理分野の許認可分担と調整メカニズムについて整理する。
- 5) 都市交通分野における MDCDB を含む関係機関の調整メカニズムと機能強化のための提案を策定する。

#### (2) 交通関連機関の能力強化

- 1) 把握した関連部局の職務分掌をもとに、適正人員計画・配置を整理する。交通計画、交通インフラ開発、交通管理を実施するための適正人材、技能・技術を整理し、キャパシティ・ギャップ・アセスメントを実施する。
- 2) 関係機関の能力強化ニーズを確認する。

- 3) 本業務内のマスタープラン策定、パイロット事業の実施等で想定される作業でOJTや技術移転が可能なものを整理する。
- 4) 交通開発計画、交通管理計画等の策定で必要となる実務的知識・技術を整理し、能力強化ニーズを考慮しつつ、個人、組織能力強化のための計画、制度改善の提案を策定する。
- 5) 本業務内で実施可能なOJTや技術移転研修を策定し、実施する。

### (3) 本邦研修の実施

①日本の事例を踏まえ、都市計画と整合性を取りながら、交通計画や都市交通マスタープランを策定することの重要性について理解を深めること、②関係機関がマスタープランの優先プロジェクトを実現させられる能力を強化すること、③関係機関の能力強化に向けた行動計画を検討すること等を目的として本邦研修を実施する。研修の対象は、C/P研修員7名、10日程度（フィリピン発着ベース）を想定している。研修先及び研修内容はプロポーザルにて提案すること。コンサルタントは、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2016年6月）」に則り研修を実施する。なお、研修実施に係る必要経費は本見積りに含めること。

### (4) パイロット事業の選定、実施

優先プロジェクトのうち、関係機関の能力強化の観点から、パイロット事業として実施するのが望ましい事業を関係者の合意のもと選定し、実施する。

## 5-5 都市交通マスタープランの策定

### (1) 将来都市構造の設定、土地利用、都市空間デザインのガイドラインの作成

現在メトロセブ内の各LGUで個別に検討・策定されているCLUP、CDPの内容を整理し、RM調査での提案、中央省庁による広域計画の内容などを踏まえ、将来都市構造や土地利用の枠組みを設定する。また、交通施設等の整備に必要な都市計画的な施策（将来の交通施設建設や道路拡幅等の改良事業実施に向けた用地確保施策）の内容を検討し、都市空間デザインガイドラインとして定めるべき事項を検討する。

### (2) 開発ビジョンの確認、開発シナリオの設定

メトロセブの各LGU、地区別に、産業政策・産業立地計画、住宅政策、土地利用や都市機能に係る情報収集を行い、地域間交通移動手段や利用者像、代替経路（バイパス）を含めた交通ネットワークのあり方を定め、社会経済フレームワークも活用しながら開発シナリオの設定を行う。

### (3) 戦略的環境アセスメント（SEA）を含む環境社会配慮

戦略的環境アセスメント（SEA）の考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討を行う。本業務は現地再委託を可とし、必要な経費を本見積もりに含めること。

主な調査項目は、以下のとおり。（特に1）-3）は環境社会配慮も勘案した調査を行うこと。）

#### 1) 政策、計画等の目的・目標の検討

- 2) 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- 3) 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)
- 4) スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- 5) ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
- 6) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ① 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
  - ② 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)との乖離
  - ③ 関係機関の概要
- 7) 影響の予測
- 8) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討(PPPレベル)
- 9) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- 10) モニタリング方法の検討
- 11) Pre-F/S 案件の環境社会配慮項目のスコーピング結果(検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案)の作成
- 12) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討)

#### (4) 都市交通マスタープラン基本方針の作成

メトロセブの将来展望、交通システムの課題を踏まえ、都市交通システムの整備目標を定める。

#### (5) インテリムレポートの説明・協議

マスタープランの基本方針までの調査結果を、インテリムレポートとして取りまとめ、関係者と協議し、基本的了解を得る。協議結果は、別途協議議事録として取りまとめる。

#### (6) セクター別計画の作成

都市交通システムの開発シナリオを設定、評価し、その実現のための戦略とプログラムを道路交通、公共交通、交通管理等のセクター別に定める。

#### (7) 都市交通マスタープランの策定

都市交通システムの開発プログラムの実施内容を踏まえ、必要な予算、組織、制度、実施計画に関する検討を行い、都市交通マスタープランとして取りまとめる。経済、財務に関し候補事業に関する予備的な検討を行い、事業の継続性、実施可能性を評価し、マスタープランの内容に反映する。

#### (8) 経済/財務分析

マスタープランで取り上げる事業、政策について、その実現に必要な費用を算出し、予算確保の方法、予算規模に関する検討を行う。計画、設計、建設、運営に必要な費用算出とともに、事業の実行可能性のチェック(財務分析)、経済効果の検証(経済

分析)を行う。

#### (9) 事業化のための組織体制・制度の提案

「5-4 関係機関の能力強化」の業務結果を踏まえ、組織体制構築に関する提案を行う。特に、都市交通施策の実施に関して、事業の進捗度合いに応じて責任機関を同定し、関連機関の役割分担、予算等の確保を適切に行っていくことが必要である。また、その円滑な事業実施にあたり必要な制度改善に関する提案を行う。

#### (10) ドラフト・マスタープランの説明・協議

以上の内容について、ドラフト・マスタープランとして取りまとめ、JICA の了解を得たうえで、関係機関への説明・協議を行い、合意を得る。

#### (11) セミナーの実施

マスタープランの内容を広く関係者に周知することを目的として、セミナーを開催する。プレゼンテーションは可能な限り C/P に行ってもらいたいことが望ましい。セミナーに係る必要経費は本見積りに含める。

対象者：協力相手先機関、ステークホルダー、ドナー等（約 100 名を想定）

※マスコミなどを通してセミナー開催を広く通知すること

#### (12) 都市交通マスタープランの作成

ドラフト・マスタープランに対する C/P 等からのコメントを踏まえ、加筆・修正を加えた後、最終版の都市交通マスタープランを作成し、ファイナルレポートとして JICA に提出する。

### 5-6 その他

#### (1) Pre-F/S プロジェクトの選定

優先プロジェクトのうち、関連計画との調整や事業実施の手順を勘案し、短期的に計画事項を検討する必要のあるプロジェクトについて Pre-F/S の対象プロジェクトとして選定し、計画すべき事項と精度を定める。

#### (2) Pre-F/S の実施

Pre-F/S の対象が決定次第、Pre-F/S の実施に係る業務とその費用について、別途、追加・変更契約を行うこととする。

#### (3) 広報資料の作成

以下の広報資料を作成する。資料の内容については、先方と十分に協議すること。

##### 1) リーフレット (1)

開発シナリオや優先プロジェクトを中心としたプログレスレポートまでの成果を示すこと。

##### 2) リーフレット (2)

マスタープランの骨子・基本方針を中心としたインテリムレポートまでの成果の概要を示すこと。

##### 3) パンフレット及び広報用動画

マスタープランの内容を中心に、本プロジェクトの成果の概要及びアピー

ルポイントをわかり易く示すこと。内容・レイアウト構成においては、都市環境への貢献、土地利用と一体となった効果的な都市交通システムなど、マスタープランの特徴を効果的に強調し、行政関係者、ドナー、住民など多様な関係者にとってマスタープランの有効性が理解しやすい資料とする。

効果は数値で示すだけでなく、住民の生活がどのように変わるかといった視点から示すようにする。

例 1) 排ガス量 XX トン削減 ⇒「フィリピンの都市で最高レベルで、都心部では快適に徒歩・自転車で移動できるようになります」

例 2) 旅行速度 20km/h→25km/h ⇒「●市からセブ中心部まで毎朝 25 分で通勤が可能になります」

これら広報資料の作成については、現地再委託を認めることとする。パンフレット及び広報用動画の必要経費は別見積もりとし、リーフレットの必要経費は本見積もりに含める。

#### (4)パイロット事業／Pre-F/S 報告書（案）の作成

パイロット事業と Pre-F/S の提言内容を取りまとめ、協力相手先機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

#### (5)パイロット事業／Pre-F/S 報告書の提出

パイロット事業／Pre-F/S 報告書（案）に対する JICA 及び協力相手先機関からのコメントを踏まえ、パイロット事業／Pre-F/S 報告書を最終化し、ファイナルレポートとして JICA に提出する。

### 6. 成果品等

#### (1) 調査報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、以下 5)、6)、7) とする。

##### 1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：英文 30 部（簡易製本）、PDF データー式

##### 2) プログレスレポート

記載事項：メトロセブの現状課題及び開発ポテンシャルの分析、交通調査の結果、社会経済フレームワーク、メトロセブ開発シナリオ、優先プロジェクト案の提示

提出時期：調査開始 4 ヶ月後を目処

部 数：英文 30 部（簡易製本）PDF データー式

##### 3) インテリムレポート

記載事項：将来都市構造、交通需要予測結果、メトロセブ都市交通マスタープランの骨子・基本方針、ステークホルダー協議を経た優先プロジェクトリスト等

提出時期：調査開始 8 ヶ月後を目処

- 部 数：英文 30 部（簡易製本）、PDF データー式
- 4) ドラフト・マスタープラン  
 記載事項：メトロセブ都市交通マスタープランのドラフト  
 提出時期：調査開始 10 ヶ月後を目処  
 部 数：英文 30 部（簡易製本）、PDF データー式
- 5) マスタープラン  
 記載事項：メトロセブ都市交通マスタープラン（最終版）ならびにプロジェクトの全体成果（案）  
 提出時期：調査開始 12 ヶ月後を目処  
 部 数：英文 30 部（簡易製本）、和文要約 20 部（簡易製本）PDF データー式
- 6) ファイナルレポート  
 記載事項：パイロット事業結果、Pre-F/S 結果を含むプロジェクトの全体成果  
 提出時期：マスタープランに対するフィリピン側コメント提出から 1 ヶ月以内  
 部 数：英文 50 部、CD-R2 枚、和文要約 20 部（製本）
- 7) 広報用パンフレット  
 記載事項：マスタープランの内容を中心とした、本プロジェクトの成果の概要及びアピールポイントをプレイアップするもの。イラスト等を含むフルカラー。  
 提出時期：ファイナルレポート提出時サイズ/部数：A4 綴じ 8 頁程度/英文 500 部、電子データー式
- 8) 広報用動画（8 分程度、英語ナレーション（日本語字幕））  
 内容（例）：  
 ① 背景、地域の概要、目的  
 ② プロジェクトの実施方針、手順  
 ③ プロジェクトの活動、成果  
 ④ 教訓  
 ⑤ 提出時期：マスタープランの提出時  
 ⑥ 部数：CD-R 6 部（うちフィリピン側関係機関へ 4 部）
- 9) メトロセブ交通実態調査データ  
 既存調査によるデータと交通実態調査により収集したデータ及び分析結果

(2) その他の提出物

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 5 部（簡易製本）、PDF データー式

2) 議事録等

協力相手先機関との調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録（M/M）を策定し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題・出席者・質疑内容等を取りまとめ、10 日程度のうちに JICA に提出する。JICA フィリピン事務所における打合せについても、同様とする。

3) 業務活動業務報告書

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 10 日までに JICA に提出する。

4) 広報用リーフレット

本業務内で作成したリーフレット (1) 及びリーフレット (2) を JICA に提出する。

a) リーフレット (1)

記載事項：開発シナリオを中心としたプログレスレポートまでの成果

提出時期：プログレスレポート提出後 1 か月以内

サイズ/部数：A4 綴じ 2 頁程度/英文 200 部及び電子データ

b) リーフレット (2)

記載事項：マスタープランの骨子・基本方針を中心としたインテリムレポートまでの成果の概要

提出時期：インテリムレポート提出後 1 か月以内

サイズ/部数：A4 綴じ 2 頁程度/英文 200 部及び電子データ

5) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付の上、JICA に提出する。

6) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心に記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤今後のプロジェクト実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料：

①業務フローチャート

②業務人月表

③研修員受入れ実績

④調査用資機材取得明細表（引渡リスト含む）

⑤合同調整委員会議事録等

⑥その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文 3 部（簡易製本）及び電子データ一式

7) デジタル画像集

本業務を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。

内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（プロジェクトサイト、既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地你的生活状況又はボトルネックの現状等を取め、本プロジェクト実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用が想定している。

提出時期：業務完了報告書提出時

部 数：CD-R 1 枚（デジタル画像 50 枚程度 / jpeg ファイル形式）

8) 調査用資機材等取得明細表

JICA 様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時（取得のあった年度の業務完了時）に JICA に提出する。

9) その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告書を求めたものについて提出する。

(3) 成果品の仕様

インセプションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフト・マスタープラン、ドラフト・ファイナルレポート、ファイナルレポート和文要約は原則として簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷・電子化については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 調査工程

2017年7月中下旬より業務を開始し、次のスケジュールで各レポートを作成・提出する。

- ・インセプションレポート： 2017年7月下旬
- ・プログレスレポート： 2017年11月下旬
- ・インテリムレポート： 2018年3月下旬
- ・ドラフト・マスタープラン： 2018年5月
- ・マスタープラン： 2018年7月
- ・パイロット事業/Pre-F/S報告書（ファイナルレポート）：2018年9月

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

合計 約59人月（Pre-F/S実施に必要な人員を除く）

##### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。業務内容及び業務工程を考慮し、より適切な要員構成がある場合は、プロポーザルで提案すること。

- 1) 総括/総合都市交通計画（1号）
- 2) 都市計画/土地利用計画/都市デザイン（2号）
- 3) 交通調査/交通需要予測
- 4) 道路施設計画
- 5) 橋梁施設計画
- 6) 交通管理計画/高度道路交通システム（ITS）
- 7) 交通安全計画
- 8) 公共交通計画（3号）
- 9) 軌道交通計画
- 10) 公共交通運営管理
- 11) 組織制度/キャパシティデベロップメント
- 12) インフラ投資/資金調達/PPP
- 13) 環境社会配慮/SEA
- 14) 経済・財務分析/社会経済フレームワーク
- 15) 地理情報システム（GIS）
- 16) 自然条件調査/積算

#### 3. 相手国の便宜供与

2017年3月に合意されたR/Dに記載のとおりであり、調査団の業務スペースはC/Pより提供される予定。

#### 4. 参考資料

(1) 公開資料

- フィリピン国 メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査 最終報告書  
([http://open\\_jicareport.jica.go.jp/618/618/618\\_118\\_12235511.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/618/618/618_118_12235511.html))

(2) 配布資料

以下の資料は、社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第一チーム(03-5226-6950、担当者メールアドレス:kobayashi.kenichi@jica.go.jp)より業務指示書配布期間中に配布します。

- 本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書
- 署名済 R/D

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。必要経費は、本見積に含めることとする。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を十分に有する機関に再委託して実施することを認める。現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」等に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

- 1) プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。以下の(a)、(b)、(d)に係る現地再委託に係る必要経費は、本見積に含める。ただし(a)交通実態調査で補足提案がある場合、並びに(c)広報資料の作成の経費のうちパンフレット及び広報用動画分については、別見積とする。

- (a) 交通実態調査
- (b) 環境社会配慮、戦略的環境アセスメント(SEA)
- (c) 広報資料の作成
- (d) パイロット事業の実施

7. 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

8. 安全管理

現地業務に先だち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。また、

現地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICA 現地事務所や日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うこと。現地作業期間中は安全管理に十分留意するとともに、当地の治安状況、移動手段等について JICA 在外事務所と常時緊密に連絡を取れるように留意する。また、現地作業中における安全管理体制はプロポーザルに記載すること。

#### 9. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

## 交通実態調査

## 1. 交通実態調査の目的と方針

交通実態調査及びその分析（以下「交通調査」とする）の目的は、望ましい都市交通のあり方及び問題、マスタープランの策定、計画作成に必要な情報を得ることである。本調査においては、既存の調査結果では得られない最低限の内容（項目、規模等）とする。

## 2. 交通調査の留意事項

## (1) 統計的信頼性の確保

調査結果については、定常的な交通について十分な統計精度を得られるような方法とする。このため交通行動が変化する時期を避けること。

## (2) データベース整備

調査結果については、データベース化を行い、C/P が維持管理、更新、交通計画の策定に利用できるものとする。また調査終了時に計画を提案するのみならず、調査を辻手、必要な管理・運営体制の構築を図るものとする。

## (3) 技術移転への配慮

調査手法、調査計画策定から、調査結果の分析、検討に至るまで、交通実態調査を通じた技術移転に留意して活動を行う。

## 3. 交通調査の仕様

交通調査の仕様は以下を基本とする。RM 調査をはじめとする既存データの活用、分析方法の改善等により、具体的な調査箇所及び方法ならびに必要なデータを得るためにさらに適切な調査項目、規模縮小などの代替案があればプロポーザルにて提案すること。

調査事項	調査内容	調査概要	備考
コードライン調査 (RM 調査補足)	メトロセブに出入りする車両数、人数	道路 7 箇所、港湾、空港等 8 箇所	8-24 時間。乗客数推計、車両数把握 RM 調査のデータ更新
スクリーンライン調査 (RM 調査への追加補足)	中心地区(Mandaue Cebu, Talysai)の車両動態把握  マクタン島、メトロセブ北部、メトロセブ南部の車両動態把握	35 箇所程度について 16-24 時間車両台数、種別調査	16-24 時間 RM 調査実施時には 20 箇所を調査。 RM 調査の実施箇所に加え、以下の地区、地域の動態を検証することが必要と考えられる。 － マクタン島内 (LapuLapu 東部・西部、cordova)

調査事項	調査内容	調査概要	備考
			<ul style="list-style-type: none"> <li>- 北部地域 (Loloan, Consolacion 及び以北について複数ゾーン)</li> <li>- 南部地域 (Talisay 以南について複数ゾーン)</li> </ul>
交差点方向別交通量調査(新規)	主要 LGU 中心部や郊外 LGU の主要交差点における交通量を把握する。	16時間程度×1日	10~20 か所程度
公共交通運営・利用調査(新規)	バス、ジブニーに関する運営、利用調査	メトロセブ内の代表的な路線について、客数、乗降客数、停車場所、時間を調査する	PUJ(約 50)、バス(約 10)を想定する
バス、ジブニー、フィーダー交通ターミナル調査(新規)	各種公共交通のサービス路線、頻度に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線の特定</li> <li>・ターミナルの概況把握</li> <li>・8~16 時間の運営頻度調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全路線、ターミナルの列挙</li> <li>・代表的なターミナル PUJ(約 30)、バス(約 10)を想定する</li> </ul>
公共交通インタビュー調査(RM 調査補足)	時間価値、支払い意思(Willingness to pay)調査、乗り換え実態に関する調査。新設軌道系交通に係る選考についても確認	・利用客に対するインタビュー調査	長距離路線：北バスターミナル、南バスターミナル 中距離 PUJ : Talisay, Consolacion でのヒアリングを想定
移動速度調査(RM 調査補足)	RM 調査で特定されなかった周縁部、北部、南部の移動速度調査補足。	移動速度の低い路線を特定し、混雑交差点を特定	主要交差点を含む幹線道路について 24 時間調査、10 ルート程度を想定

以上